

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった人事院の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職国家公務員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所 58,818事業所
- ② 調査対象職種 76職種（行政職（一）相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、都道府県等別に組織、規模、産業により911層に層化し、これらの層から11,864事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査完了事業所は、第17表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

- ① 調査実人員は、行政職（一）相当職種が413,737人（初任給関係 26,406人、初任給関係以外 387,331人）であり、その他の職種が47,327人（初任給関係 2,064人、初任給関係以外 45,263人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は4,153,876人であり、このうち、行政職（一）相当職種は3,413,516人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- ③ 集計については、その一部分を独立行政法人統計センターに依頼した。

第17表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和5年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	9,659	1,644	1,237	1,249	3,894	1,635
農 業 , 林 業 , 漁 業	26	0	0	0	8	18
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 , 建 設 業	756	141	83	78	261	193
製 造 業	4,012	465	529	555	1,760	703
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	1,683	315	223	198	632	315
卸 売 業 , 小 売 業	762	130	113	126	300	93
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 貸 貸 業	385	145	91	49	85	15
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	2,035	448	198	243	848	298

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が174所、調査不能の事業所が2,031所あった。
- 2 調査対象事業所11,864所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所174所を除いた11,690所に占める調査完了事業所9,659所の割合(調査完了率)は、82.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

(令和5年職種別民間給与実態調査)

地 域	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
地 域 計	9,659	1,644	1,237	1,249	3,894	1,635
北 海 道 ・ 東 北	1,193	156	130	122	511	274
関 東 甲 信 越	2,232	418	278	313	863	360
東 京 都	754	157	148	112	254	83
中 部	1,462	243	201	193	584	241
近 畿	1,385	309	192	178	532	174
中 国 ・ 四 国	1,327	197	132	176	587	235
九 州 ・ 沖 縄	1,306	164	156	155	563	268

(注) 各地域に含まれる道府県は、次のとおりである。

「北海道・東北」… 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「関東甲信越」… 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

「中部」… 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

「近畿」… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国・四国」… 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州・沖縄」… 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	233,806	240,572	227,706	212,799
		大学卒	211,094	214,418	207,301	209,280
		短大卒	184,336	187,052	181,785	183,421
		高校卒	173,442	176,228	171,834	169,638
	新卒技術者	大学院修士課程修了	239,965	246,309	232,493	218,601
		大学卒	215,365	222,712	212,648	203,552
		短大卒	197,063	202,243	193,734	190,593
		高校卒	176,793	178,723	175,346	175,791
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	238,061	244,580	231,046	216,194
		大学卒	212,716	216,996	209,630	206,715
		短大卒	191,186	195,079	188,254	187,465
		高校卒	175,370	177,647	173,850	173,347
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒	x	—	—	x
	新卒大学助教	大学卒	* 321,894	x	x	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	216,137	* 233,650	213,603	—
	新卒研究員	大学卒	219,146	222,868	* 215,945	x
	新卒研究補助員	短大卒	* 192,749	* 193,341	x	—
		高校卒	* 172,966	* 175,778	* 171,885	—
	準新卒医師	大学卒	404,210	408,244	* 327,575	—
	準新卒薬剤師	大学卒	230,462	229,941	* 234,248	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	211,337	* 202,324	* 223,942	—
	新卒栄養士	短大卒	166,270	* 167,282	* 161,370	—
準新卒看護師	養成所卒	217,012	221,236	212,791	x	
準新卒准看護師	養成所卒	182,737	* 191,228	176,726	—	

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。
なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第19表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	763	53.8	776,427	4,451	771,976	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。) }	{ 本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照 }
	大学卒	429	53.3	830,736	4,577	826,159		
	短大卒	62	51.9	630,344	1,654	628,690		
	高校卒	270	55.1	723,872	4,944	718,928		
	中学卒	2	61.6	659,474	0	659,474		
	工場長	458	54.3	731,657	2,192	729,465	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。) }	同上
	大学卒	290	54.2	776,254	1,610	774,644		
	短大卒	28	54.3	672,329	6,904	665,425		
	高校卒	135	54.7	649,687	2,754	646,933		
	中学卒	5	52.8	547,080	0	547,080		
	事務部長	13,716	52.5	731,547	4,752	726,795	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。) }	同上
	大学卒	10,329	52.2	757,398	4,651	752,747		
	短大卒	1,084	52.8	625,498	4,529	620,969		
	高校卒	2,265	54.2	613,978	5,488	608,490		
	中学卒	38	50.8	521,636	10,750	510,886		
技術部長	8,912	52.9	704,930	4,285	700,645	同上	同上	
大学卒	6,342	52.7	731,345	3,757	727,588			
短大卒	867	53.1	642,866	6,918	635,948			
高校卒	1,679	53.6	616,908	5,282	611,626			
中学卒	24	53.0	579,933	3,174	576,759			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	5,227	52.1	646,099	4,329	641,770	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	4,005	52.0	663,530	4,137	659,393		
	短大卒	446	52.7	582,032	4,430	577,602		
	高校卒	764	53.3	546,447	5,857	540,590		
	中学卒	12	50.2	541,853	1,901	539,952		
	技 術 部 次 長	3,057	52.3	646,766	7,906	638,860	同 上	同 上
	大学卒	2,100	52.3	673,361	6,953	666,408		
	短大卒	317	51.5	581,494	12,490	569,004		
	高校卒	635	52.8	566,292	9,514	556,778		
	中学卒	5	50.3	553,340	14,068	539,272		
	事 務 課 長	27,319	49.2	625,246	14,418	610,828	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大学卒	18,774	48.5	644,631	14,884	629,747		
	短大卒	2,636	50.7	548,676	10,859	537,817		
	高校卒	5,833	52.0	563,865	13,749	550,116		
	中学卒	76	50.3	523,798	18,389	505,409		
	技 術 課 長	23,269	49.7	606,279	12,159	594,120	同 上	同 上
	大学卒	14,956	49.2	625,500	11,309	614,191		
	短大卒	2,518	50.6	566,297	13,193	553,104		
	高校卒	5,731	51.2	550,918	14,607	536,311		
中学卒	64	51.3	545,312	50,490	494,822			

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	11,478	46.1	555,992	71,399	484,593	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	7,845	44.8	565,675	79,192	486,483		
	短大卒	1,281	49.5	504,142	50,704	453,438		
	高校卒	2,312	50.8	538,747	44,074	494,673		
	中学卒	40	46.3	553,664	58,925	494,739		
	技術課長代理	7,921	46.7	533,093	46,553	486,540	同 上	同 上
	大学卒	5,200	45.4	541,965	45,569	496,396		
	短大卒	894	49.2	502,295	37,725	464,570		
	高校卒	1,806	50.3	514,444	55,505	458,939		
	中学卒	21	52.1	520,517	60,967	459,550		
	事務係長	28,688	45.3	483,577	60,886	422,691	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	16,820	43.5	497,095	63,665	433,430		
	短大卒	3,886	47.9	446,369	55,549	390,820		
	高校卒	7,873	48.9	466,033	55,932	410,101		
	中学卒	109	48.7	424,720	53,622	371,098		
	技術係長	23,708	45.9	511,739	78,431	433,308	同 上	同 上
	大学卒	12,506	44.2	516,313	78,477	437,836		
	短大卒	2,681	47.4	491,331	75,843	415,488		
	高校卒	8,389	48.9	509,366	78,828	430,538		
中学卒	132	50.6	553,821	107,982	445,839			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	25,842	42.3	418,932	54,537	364,395	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	本表2企業規模50人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	15,024	40.0	434,207	60,773	373,434		
	短大卒	4,004	45.8	391,036	41,979	349,057		
	高校卒	6,743	47.3	390,522	43,666	346,856		
	中学卒	71	47.0	379,580	43,457	336,123		
	技術主任	23,580	42.8	439,393	69,867	369,526	同 上	同 上
	大学卒	12,244	40.5	437,412	69,935	367,477		
	短大卒	2,911	44.5	418,387	61,756	356,631		
	高校卒	8,221	46.2	448,698	71,738	376,960		
	中学卒	204	50.6	520,452	108,956	411,496		
	事務係員	103,223	37.5	345,272	42,962	302,310		同 上
	大学卒	56,378	34.6	359,028	48,666	310,362		
	短大卒	16,324	43.3	327,182	33,460	293,722		
	高校卒	30,214	42.4	315,934	32,110	283,824		
	中学卒	307	45.2	314,119	33,297	280,822		
	技術係員	80,170	35.9	363,416	56,153	307,263		同 上
	大学卒	42,641	34.2	373,363	59,865	313,498		
短大卒	10,229	37.5	349,108	50,397	298,711			
高校卒	27,005	38.4	349,040	51,010	298,030			
中学卒	295	48.2	362,608	51,744	310,864			

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	671	53.9	797,887	4,633	793,254	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職(一) 9級、10級
	大学卒	392	53.2	845,849	4,871	840,978		
	短大卒	43	52.7	674,281	2,047	672,234		
	高校卒	235	55.3	740,118	4,712	735,406		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	工場長	332	54.9	775,873	848	775,025	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	231	54.9	814,809	684	814,125		
	短大卒	17	54.9	700,811	7,019	693,792		
	高校卒	82	54.9	688,715	144	688,571		
	中学卒	2	55.4	593,722	0	593,722		
	事務部長	8,725	52.4	775,160	4,575	770,585	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	7,026	52.2	794,116	4,359	789,757		
	短大卒	557	53.0	671,088	5,158	665,930		
	高校卒	1,129	54.4	667,131	6,094	661,037		
	中学卒	13	47.5	585,843	12,061	573,782		
	技術部長	5,886	53.2	747,071	3,598	743,473	同上	同上
	大学卒	4,689	53.0	758,607	3,330	755,277		
	短大卒	439	53.7	702,479	4,350	698,129		
高校卒	751	54.1	687,304	5,198	682,106			
中学卒	7	56.2	698,684	210	698,474			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	3,300	52.3	686,582	3,517	683,065	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職（一） 9級、10級
	大学卒	2,725	52.1	697,295	3,227	694,068		
	短大卒	234	52.9	625,708	3,010	622,698		
	高校卒	337	53.7	599,324	7,507	591,817		
	中学卒	4	54.7	645,877	2,659	643,218		
	技術部次長	1,956	52.7	698,249	6,666	691,583	同 上	同 上
	大学卒	1,547	52.6	709,529	6,924	702,605		
	短大卒	144	51.6	647,747	4,354	643,393		
	高校卒	264	53.9	637,522	5,986	631,536		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務課長	18,788	49.1	655,589	15,200	640,389	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職（一） 7級、8級
	大学卒	13,573	48.4	668,608	15,390	653,218		
	短大卒	1,495	50.9	587,552	12,686	574,866		
	高校卒	3,687	52.5	608,651	15,316	593,335		
	中学卒	33	52.1	573,741	5,484	568,257		
	技術課長	16,061	50.1	631,850	11,598	620,252	同 上	同 上
	大学卒	11,158	49.6	641,109	11,045	630,064		
	短大卒	1,585	51.1	606,618	11,340	595,278		
高校卒	3,295	52.0	597,793	14,128	583,665			
中学卒	23	52.7	682,902	83,600	599,302			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	7,901	45.8	582,116	80,826	501,290	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職(一) 5級、6級
	大学卒	5,484	44.5	588,324	88,739	499,585		
	短大卒	801	49.5	533,100	57,833	475,267		
	高校卒	1,592	50.9	576,921	50,740	526,181		
	中学卒	24	45.7	610,310	67,386	542,924		
	技術課長代理	5,688	46.6	551,842	46,742	505,100	同 上	同 上
	大学卒	4,073	45.4	554,958	45,338	509,620		
	短大卒	532	49.9	534,432	35,290	499,142		
	高校卒	1,071	50.8	545,475	60,071	485,404		
	中学卒	12	54.8	557,455	66,919	490,536		
	事務係長	17,444	45.5	512,584	65,934	446,650	係の長及び係長級専門職	行政職(一) 3級、4級
	大学卒	10,625	43.6	519,960	67,248	452,712		
	短大卒	2,180	48.3	478,094	62,674	415,420		
	高校卒	4,593	49.5	509,586	63,834	445,752		
	中学卒	46	49.7	466,270	58,467	407,803		
	技術係長	15,547	46.3	542,878	85,410	457,468	同 上	同 上
	大学卒	8,415	44.4	542,472	83,637	458,835		
	短大卒	1,500	48.3	530,755	85,800	444,955		
	高校卒	5,545	49.8	547,063	88,603	458,460		
中学卒	87	51.8	604,335	125,859	478,476			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	15,274	42.5	441,735	60,284	381,451	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職(一) 2級(一部は 3級、4級)
	大学卒	9,193	40.0	453,232	66,658	386,574		
	短大卒	2,326	45.7	413,798	46,447	367,351		
	高校卒	3,726	48.4	422,989	48,744	374,245		
	中学卒	29	48.9	431,865	55,050	376,815		
	技術主任	15,064	43.6	465,502	76,989	388,513	同 上	同 上
	大学卒	7,780	41.2	461,518	76,821	384,697		
	短大卒	1,564	45.3	454,153	72,341	381,812		
	高校卒	5,573	47.1	473,091	77,281	395,810		
	中学卒	147	52.3	559,504	124,960	434,544		
	事務係員	58,674	37.5	359,647	47,579	312,068		行政職(一) 1級
	大学卒	34,252	34.5	368,649	52,664	315,985		
	短大卒	8,807	43.9	343,916	37,515	306,401		
	高校卒	15,470	43.5	340,139	37,346	302,793		
	中学卒	145	45.9	339,881	40,970	298,911		
	技術係員	49,012	36.0	377,406	60,716	316,690		同 上
	大学卒	26,522	34.3	387,773	65,060	322,713		
短大卒	5,740	37.7	362,647	54,321	308,326			
高校卒	16,595	38.7	362,062	54,426	307,636			
中学卒	155	49.0	377,999	55,364	322,635			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	88	53.3	603,211	2,340	600,871	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職(一) 7級、8級
	大 学 卒	35	55.2	652,874	1,012	651,862		
	短 大 卒	18	50.4	537,417	893	536,524		
	高 校 卒	34	53.0	591,731	4,854	586,877		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	工 場 長	115	52.5	615,200	6,717	608,483	構成員50人以上 の工場の長 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	56	51.5	635,908	5,648	630,260		
	短 大 卒	11	53.2	620,240	6,694	613,546		
	高 校 卒	45	54.1	594,460	8,813	585,647		
	中 学 卒	3	48.7	475,549	0	475,549		
	事 務 部 長	4,186	52.7	639,649	4,846	634,803	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	2,846	52.4	665,005	5,253	659,752		
	短 大 卒	434	52.8	569,633	3,797	565,836		
	高 校 卒	891	54.2	557,003	3,454	553,549		
	中 学 卒	15	54.5	495,473	3,697	491,776		
	技 術 部 長	2,481	52.3	610,783	4,417	606,366	同 上	同 上
	大 学 卒	1,419	51.9	637,964	4,621	633,343		
	短 大 卒	347	52.8	582,110	4,075	578,035		
高 校 卒	706	53.1	562,291	4,062	558,229			
中 学 卒	9	51.6	482,069	8,449	473,620			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	1,670	51.9	562,121	6,105	556,016	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職(一) 7級、8級
	大学卒	1,135	51.6	578,118	6,527	571,591		
	短大卒	177	52.6	527,604	6,086	521,518		
	高校卒	351	52.8	508,055	4,194	503,861		
	中学卒	7	46.5	470,565	1,489	469,076		
	技術部次長	903	51.4	536,230	9,106	527,124	同 上	同 上
	大学卒	467	51.1	548,977	7,343	541,634		
	短大卒	135	51.3	524,144	14,068	510,076		
	高校卒	297	52.1	518,110	9,894	508,216		
	中学卒	4	49.1	543,225	16,232	526,993		
	事務課長	7,190	49.5	526,386	11,445	514,941	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職(一) 5級、6級
	大学卒	4,544	48.9	547,514	12,758	534,756		
	短大卒	931	50.4	487,396	7,460	479,936		
	高校卒	1,681	51.4	473,525	8,763	464,762		
	中学卒	34	48.6	474,037	27,806	446,231		
	技術課長	5,982	48.4	538,963	12,771	526,192	同 上	同 上
	大学卒	3,289	47.4	572,308	12,178	560,130		
	短大卒	736	49.5	499,609	15,306	484,303		
高校卒	1,923	50.2	480,851	13,104	467,747			
中学卒	34	50.4	435,622	9,913	425,709			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	3,093	47.1	471,642	40,875	430,767	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職(一) 4級
	大学卒	2,057	46.0	486,026	45,108	440,918		
	短大卒	408	49.5	438,601	35,522	403,079		
	高校卒	614	50.4	434,433	26,397	408,036		
	中学卒	14	47.7	397,532	29,558	367,974		
	技術課長代理	1,871	46.8	459,252	48,147	411,105	同 上	同 上
	大学卒	981	45.3	467,414	48,926	418,488		
	短大卒	306	47.7	441,457	44,663	396,794		
	高校卒	578	49.2	454,858	48,736	406,122		
	中学卒	6	44.1	421,199	57,764	363,435		
	事務係長	9,212	44.6	428,337	52,975	375,362	係の長及び係長級専門職	行政職(一) 3級
	大学卒	5,281	43.1	450,081	57,868	392,213		
	短大卒	1,347	47.1	394,591	45,164	349,427		
	高校卒	2,547	47.6	384,786	43,143	341,643		
	中学卒	37	48.2	390,196	54,016	336,180		
	技術係長	6,806	45.0	431,576	61,442	370,134	同 上	同 上
	大学卒	3,501	43.5	436,586	64,927	371,659		
	短大卒	968	46.0	420,651	54,493	366,158		
	高校卒	2,299	47.2	427,875	58,444	369,431		
中学卒	38	47.0	419,096	59,030	360,066			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	8,617	41.9	377,075	45,127	331,948	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職(一) 2級(一部は 3級)
	大学卒	4,919	40.0	394,806	49,895	344,911		
	短大卒	1,346	45.7	349,531	35,570	313,961		
	高校卒	2,325	45.3	341,254	36,936	304,318		
	中学卒	27	47.4	373,278	37,104	336,174		
	技術主任	6,978	41.3	384,487	54,815	329,672	同 上	同 上
	大学卒	3,781	39.2	385,461	55,119	330,342		
	短大卒	1,059	43.9	372,621	48,602	324,019		
	高校卒	2,098	44.4	388,824	57,637	331,187		
	中学卒	40	42.8	396,216	55,215	341,001		
	事務係員	36,016	37.4	323,030	35,940	287,090		行政職(一) 1級
	大学卒	18,668	35.0	342,765	41,899	300,866		
	短大卒	6,072	42.1	301,537	27,695	273,842		
	高校卒	11,163	40.6	283,461	25,151	258,310		
	中学卒	113	43.6	290,342	28,258	262,084		
	技術係員	25,466	35.5	331,012	46,041	284,971		同 上
	大学卒	13,631	34.1	339,233	48,129	291,104		
	短大卒	3,559	37.5	325,329	42,391	282,938		
高校卒	8,173	37.5	315,370	43,206	272,164			
中学卒	103	46.6	335,371	46,779	288,592			

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	4	54.0	536,041	12,266	523,775	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職(一) 6級、7級
	大学卒	2	59.0	536,245	0	536,245		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	11	55.1	504,583	0	504,583	構成員50人以上 の工場の長 (取締役兼任者 を除く。)	同上
	大学卒	3	53.5	534,877	0	534,877		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	8	56.3	480,737	0	480,737		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	805	51.3	630,310	6,773	623,537	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同上
	大学卒	457	50.7	684,736	6,085	678,651		
	短大卒	93	51.4	552,289	3,318	548,971		
	高校卒	245	53.1	510,051	9,717	500,334		
	中学卒	10	49.0	486,430	20,676	465,754		
技術部長	545	51.9	613,518	11,688	601,830	同上	同上	
大学卒	234	51.0	688,039	7,673	680,366			
短大卒	81	51.9	577,462	26,805	550,657			
高校卒	222	53.3	526,139	9,569	516,570			
中学卒	8	51.9	589,452	0	589,452			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	257	51.6	538,262	5,829	532,433	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職（一） 6級、7級
	大学卒	145	51.1	568,755	5,967	562,788		
	短大卒	35	51.7	542,751	6,371	536,380		
	高校卒	76	53.0	455,716	5,256	450,460		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術部次長	198	51.1	510,000	17,595	492,405	同 上	同 上
	大学卒	86	50.6	512,420	5,232	507,188		
	短大卒	38	51.6	526,658	33,237	493,421		
	高校卒	74	51.3	496,498	19,961	476,537		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	1,341	48.7	509,353	13,923	495,430	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職（一） 5級
	大学卒	657	47.7	559,222	13,625	545,597		
	短大卒	210	50.0	453,656	9,293	444,363		
	高校卒	465	50.2	437,625	15,981	421,644		
	中学卒	9	48.9	491,932	41,020	450,912		
	技術課長	1,226	48.6	461,460	19,421	442,039	同 上	同 上
	大学卒	509	47.9	481,147	13,956	467,191		
	短大卒	197	49.1	446,334	21,160	425,174		
高校卒	513	49.1	444,763	23,654	421,109			
中学卒	7	50.5	535,005	91,864	443,141			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	484	46.9	427,957	25,916	402,041	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職(一) 4級
	大学卒	304	45.0	434,767	28,855	405,912		
	短大卒	72	50.1	415,876	21,122	394,754		
	高校卒	106	50.4	415,068	19,113	395,955		
	中学卒	2	48.5	429,564	76,790	352,774		
	技術課長代理	362	47.5	419,841	32,863	386,978	同 上	同 上
	大学卒	146	46.0	431,742	34,820	396,922		
	短大卒	56	48.6	414,923	31,643	383,280		
	高校卒	157	49.1	406,991	31,331	375,660		
	中学卒	3	44.2	382,151	3,857	378,294		
	事務係長	2,032	45.4	390,156	35,491	354,665	係の長及び係長級専門職	行政職(一) 3級
	大学卒	914	43.3	419,348	40,663	378,685		
	短大卒	359	46.9	361,819	31,292	330,527		
	高校卒	733	47.9	358,751	29,265	329,486		
	中学卒	26	47.1	386,799	41,330	345,469		
	技術係長	1,355	44.4	414,660	52,064	362,596	同 上	同 上
	大学卒	590	43.2	421,708	47,433	374,275		
	短大卒	213	44.7	429,399	73,740	355,659		
	高校卒	545	45.8	399,181	47,366	351,815		
中学卒	7	46.6	364,708	48,287	316,421			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	1,951	42.6	353,369	31,968	321,401	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職(一) 2級(一部は 3級)
	大学卒	912	39.3	387,751	37,567	350,184		
	短大卒	332	47.1	330,678	22,662	308,016		
	高校卒	692	45.4	311,365	27,759	283,606		
	中学卒	15	42.7	294,801	36,705	258,096		
	技術主任	1,538	39.7	355,090	47,197	307,893	同 上	同 上
	大学卒	683	37.2	358,199	47,198	311,001		
	短大卒	288	41.6	347,437	39,461	307,976		
	高校卒	550	42.2	356,047	52,599	303,448		
	中学卒	17	48.5	318,493	33,745	284,748		
	事務係員	8,533	37.9	289,819	24,533	265,286		行政職(一) 1級
	大学卒	3,458	34.5	311,225	28,844	282,381		
	短大卒	1,445	42.5	282,647	20,492	262,155		
	高校卒	3,581	40.7	261,849	20,189	241,660		
	中学卒	49	46.6	275,481	16,709	258,772		
	技術係員	5,692	35.2	305,067	34,947	270,120		同 上
	大学卒	2,488	33.7	307,970	33,090	274,880		
	短大卒	930	35.9	305,917	41,840	264,077		
高校卒	2,237	37.1	299,730	33,887	265,843			
中学卒	37	45.6	311,879	35,896	275,983			

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	58	45.1	293,739	13,810	279,929	見習、外国語の電話交換 手を除く。 業務委託契約等に基づ き、他の事業所において 業務に従事している者を 除く。	
	自家用乗用自動車運転手	94	53.6	347,069	51,109	295,960		
	守 衛	259	49.3	365,034	65,027	300,007		
	用 務 員	124	51.2	306,589	23,341	283,248		
海 事	遠	船 長 ・ 機 関 長	17	52.5	1,182,228	0	1,182,228	航行区域に限定のない 総トン数20トン以上の 船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	19	40.9	1,052,664	0	1,052,664	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	16	30.0	686,668	11,772	674,896	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	18	28.0	654,400	41,747	612,653	
	洋	運 航 士	—	—	—	—	—	
		甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	—	
関 係	近	船 長 ・ 機 関 長	8	52.0	763,891	76,107	687,784	北緯63度から南緯11度 の間及び東経94度から 175度間の水域を航 行区域とする総トン数 20トン以上の船舶の乗 組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	53.7	664,361	262,985	401,376	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	37.8	543,083	218,743	324,340	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	31.9	487,206	204,216	282,990	
	海	甲 板 長 ・ 操 機 長	12	54.1	696,333	254,456	441,877	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	8	32.8	457,898	192,632	265,266	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	9	22.4	363,223	156,035	207,188	
職 種	沿 海	船 長 ・ 機 関 長	56	51.6	732,714	57,252	675,462	港内又は湾内を航行区 域とする総トン数5ト ン以上の船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	47	47.0	617,593	123,462	494,131	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	48	41.3	518,230	130,156	388,074	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	16	27.2	402,387	115,096	287,291	
	平 水	甲 板 長 ・ 操 機 長	26	45.5	528,341	158,311	370,030	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	41	33.0	382,945	101,345	281,600	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	32	29.1	388,008	107,260	280,748	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
教 育 関 係	大 学 学 長	23	59.6	932,145	2,679	929,466		
	大 学 副 学 長	73	59.9	787,078	2,563	784,515		
	大 学 学 部 長	318	59.7	803,750	5,659	798,091		
	大 学 教 授	2,509	57.3	747,643	6,012	741,631		
	大 学 准 教 授	1,988	48.6	623,984	7,266	616,718		
	大 学 講 師	1,430	45.5	556,885	13,141	543,744		
	大 学 助 教	948	39.7	516,611	40,398	476,213		
職 種	高 等 学 校 校 長	53	61.1	810,077	17,253	792,824		
	高 等 学 校 教 頭	186	55.9	647,805	10,119	637,686		
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	56	50.6	591,813	15,980	575,833		
	高 等 学 校 指 導 教 諭	30	50.1	571,336	19,213	552,123		
	高 等 学 校 教 諭	2,346	43.8	500,684	18,528	482,156		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	55	55.5	812,884	1,334	811,550	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有す る者、上記研究部(課)長 及び研究室(係)長を除 く。)	
	研 究 部 (課) 長	912	51.1	689,425	17,536	671,889		
	研 究 室 (係) 長	750	47.3	591,191	46,741	544,450		
	主 任 研 究 員	1,467	44.7	524,679	42,491	482,188		
	研 究 員	2,434	37.5	411,047	52,697	358,350		
	研 究 補 助 員	335	36.9	378,615	33,135	345,480		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	58	62.7	1,775,506	29,953	1,745,553	{ 部下に医師又は歯科医師 5人以上 上記病院長に事故等のあ るときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師 1人以上	
	副 院 長	200	58.3	1,664,643	118,467	1,546,176		
	医 科 長	708	51.9	1,404,782	197,161	1,207,621		
	医 師	1,375	42.7	1,123,733	119,833	1,003,900		
	歯 科 医 師	83	42.2	622,383	17,910	604,473		
	薬 局 関 係 職 種	薬 局 長	202	50.5	504,241	30,766	473,475	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	1,412	37.2	367,278	30,998	336,280	
		診 療 放 射 線 技 師	1,724	39.7	378,907	32,363	346,544	
		臨 床 検 査 技 師	1,789	40.7	357,422	25,382	332,040	
		栄 養 士	1,334	36.1	282,204	17,157	265,047	
理 学 療 法 士		3,160	33.6	307,745	15,165	292,580		
准 看 護 師 関 係 職 種	作 業 療 法 士	2,502	34.2	296,356	12,093	284,263		
	総 看 護 師 長	238	54.8	530,142	10,700	519,442	{ 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護 師5人以上	
	看 護 師 長	2,825	48.2	455,956	36,604	419,352		
	看 護 師	8,470	39.0	380,837	47,225	333,612		
准 看 護 師	2,335	46.4	306,113	33,311	272,802			

第20表 民間における初任給の改定状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	49.5	(55.7)	(43.8)	(0.6)	50.5
	500人以上	87.5	(62.5)	(37.2)	(0.2)	12.5
	100人以上 500人未満	52.4	(53.6)	(45.9)	(0.4)	47.6
	50人以上 100人未満	25.4	(50.7)	(47.7)	(1.7)	74.6
高校卒	規模計	28.6	(62.5)	(37.1)	(0.3)	71.4
	500人以上	56.2	(68.3)	(31.2)	(0.5)	43.8
	100人以上 500人未満	28.5	(61.9)	(37.8)	(0.3)	71.5
	50人以上 100人未満	14.7	(53.3)	(46.7)	—	85.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第21表 民間における家族手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		75.5%
配偶者に家族手当を支給する		56.2%
家族手当制度がない		24.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,744円
	配偶者と子1人	19,272円
	配偶者と子2人	25,373円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は74.5%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第22表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
41.9%	(30.8)%	(69.2)%	58.1%

- (注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

支給目的	月額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
光熱費の負担増への配慮のみ	15.0%	20.5%	36.0%		23.0%			1.2%			4.3%

- (注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	54.9	45.1	51.4	48.6	50.8	49.2
500人以上	51.7	48.3	45.2	54.8	45.3	54.7
100人以上500人未満	55.8	44.2	52.2	47.8	51.6	48.4
50人以上100人未満	54.9	45.1	53.3	46.7	52.4	47.6

第24表 民間における定年制の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.2 %	79.2 %	20.0 %	0.8 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課長級		43.8 %	29.1 %	56.2 %
非管理職		39.8	25.7	60.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第26表において同じ。）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和5年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
77.3 %	77.3 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。